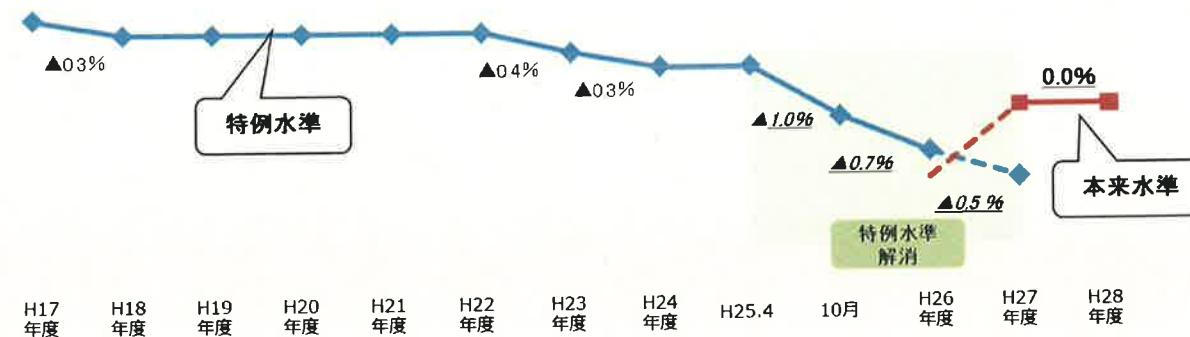


# 民進党の要求事項(仮に今回の額改定ルールの見直しが 平成17年度から実施されていた場合の試算)について

平成28年10月17日  
厚生労働省年金局

- 我が国の年金制度は、年金制度を支える現役世代の負担が過重なものとならないよう保険料に上限を設け、将来的に年金給付に使える財源(保険料+国庫負担+積立金)を見通した上で、その限られた財源を、現在と将来の年金受給世代の間で適切に配分する、いわば世代間の分かち合いの仕組みとなっている。
- こうした仕組みの下では、今回の賃金の変動に合わせて改定する見直しを行わないと、将来、現役世代の賃金が下落するような経済状態になつた場合に、基礎年金の水準がさらに低下する恐れがある。今回の見直しは、かかる世代間の分かち合いの考え方に基づいて、現役世代が将来受け取る年金の水準を確保するためのものであり、将来、賃金が名目・実質ともに下落する望ましくない経済状態が起きた場合に備え、よって年金制度の持続性を維持しようとするものである。
- ただし、この措置は、セーフティネットとして低年金・低所得の方に月額最大5千円を支給する福祉的給付を実施(平成31年10月)した後の、平成33年度から実施することとしている。したがって、過去の経済動向が今回の見直し後のルールによる額改定に反映されることはない。
- また、過去(平成11~13年)、物価の下落にもかかわらず、特例法により年金額を据え置いた結果、平成26年度までは本来よりも高い水準の年金額が支給されていた。このため、仮に今回の額改定ルールの見直しが平成17年度から実施されていたとしても、特例水準が解消されない限り、当該ルールによる年金額の減額も起こらない。

【年金額改定の推移】



- なお、仮に平成28年10月3日及び4日の衆議院予算委員会における井坂信彦議員配布資料にあるような、今回の見直しが、仮に平成17年度から実施されていたとしたならばどうなるか、平成26年財政検証(ケースE)を基に機械的に計算を行ったところ、今の高齢者の年金の水準は約10年間の経済状況の累積の影響で3%(基礎年金(1人当たり)2千円※2)低下していたと見込まれる一方、基礎年金のマクロ経済スライドの調整期間は6年間短縮され、現役世代の将来の基礎年金の水準は7%程度(基礎年金(1人当たり)5千円)上昇するという結果になった。

※1 平成32年度までは、現役世代の厚生年金保険料率が段階的に上昇していくことに伴う可処分所得割合の減少分(▲0.2%)の影響を織り込んだ賃金変動率を用いることとなっている。一方、今回の計算では、額改定ルールが適用される平成33年度以降は、可処分所得割合の減少分(▲0.2%)の影響がなくなることから、可処分所得割合の減少分(▲0.2%)の影響を織り込まないものとしている。このため、可処分所得割合の減少分(▲0.2%)の影響を織り込んだ井坂議員配布資料と比べて2%程度の差が生じている。

※2 厚生年金(夫婦2人分の基礎年金を含む標準的な年金額)は3%(7千円)